

(改正後全文)

雇児発0223第1号
社援発0223第2号
平成22年2月23日

雇児発1007第2号
社援発1007第7号
第1次改正 平成22年10月7日
雇児発0708第12号
社援発0708第5号
第2次改正 平成25年7月8日
こ成環第49号
社援発0219第4号
第3次改正 令和7年2月19日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

民生委員・児童委員の選任について

民生委員・児童委員の選任にあたっては、「民生委員・児童委員の選任について」（昭和37年8月23日発社第285号厚生事務次官通知）により行われているところであるが、当該選任にあたっては、さらに、別紙「民生委員・児童委員選任要領」に留意のうえ適任者が得られるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

平成19年8月10日雇児発第0810005号社援発第0810002号「民生委員・児童委員の選任について」は、平成22年2月23日をもって廃止する。

民生委員・児童委員選任要領

第1 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。

第2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の趣旨のほか、次の1から5までに掲げる要件を具備する者を選任すること。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう75歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるため、本要件のみをもって一律に判断することなく、推薦を受ける者の意向や、次の1から5までに掲げる要件の具備状況などを踏まえ、総合的に判断するよう留意すること。

また、現任の者を推薦する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。

- 1 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- 2 その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談できる者
- 3 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- 4 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、民生委員・児童委員として職務上知り得た個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- 5 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

第3 選任に関する留意事項

1 地区住民に加えて、次の（1）から（4）までに掲げる地域で活動する団体等（以下、

「関係団体等」という。）に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。

- （1）自治会等の住民自治組織

- (2) 社会福祉協議会
 - (3) 社会福祉に関する事業や活動を行う法人、ボランティア団体
 - (4) 保健・医療・福祉及び教育に関する事業者団体、職能団体等
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討した上で選任基準等を作成し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。
- 3 民生委員推薦会が都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、関係団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、多様な人材の確保に努めること。
- なお、候補者本人による推薦についても、民生委員推薦会の選任の対象となるので留意すること

第4 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱手続に当たっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会（以下「推薦会」という）の果たす役割が重要であるため、推薦会委員については法第8条及び民生委員法施行令（昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。）第1条、第2条のほか、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条のほか、それぞれ次の事項も参考として、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うよう管内市町村長に周知すること。

1 推薦会委員の委嘱

- (1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で推薦会委員を委嘱してはならないこと。
- (2) 新たに推薦会委員を委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、選任基準等、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。
- (3) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (4) 推薦会委員は、各分野から幅広く委嘱すること。
- (5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
- (6) 推薦会委員を民生委員・児童委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、現在、民生委員・児童委員である者が推薦会委員に委嘱された場合には、その者が民生委員・児童委員に推薦されることは、差し支えないこと。
- (7) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。

2 推薦会の運営

- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるとともに、都道府県知事等が示した選任基準等をもとに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料や意見に基づいて行い、政治的利害その他の利害関係等により推薦することがないよう十分

留意すること。

- (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。また、定数どおり適任者が得られないからといって、推薦基準を満たさない者や、政治的その他の理由で便宜的に不適任者を推薦しないこと。
- (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は、議事に関しては秘密を厳守すること。
- (4) 幹事及び書記は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の職員を充てることが適当であること。
- (5) 推薦会の会議の状況は、記録して保存すること。

3 推薦会準備会の設置

市町村の区域が広域であるなど、地域の事情により推薦会で候補者の適否を十分に判断することが困難な場合は、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の事前審査を行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置することが望ましい。

この場合、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対して推薦会に準じた知識を習得するための機会の提供を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。

第5 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員・児童委員の委嘱手続については法第5条に規定されているところであるが、都道府県知事等が民生委員・児童委員の適否に関する意見を聴取するよう努めることとしている地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「審査専門分科会」という。）の果たす役割は重要であることから、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第2条のほか、次の事項も考慮し、審査専門分科会委員の委嘱及び運営を慎重に行うこと。

- 1 審査専門分科会委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市（以下「都道府県等」という。）の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会の委員（都道府県等の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事等が任命）のうちから委員長が指名することとされているが、審査専門分科会委員の構成については、専門的な知見等が反映されることにより公正中立な審査が確保できるよう留意すること。
- 2 審査専門分科会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- 3 審査専門分科会の審査方針を明確にし、可能な限り事前に市町村長及び推薦会の委員長に明示すること。

第6 委嘱手続に関する留意事項

- 1 一斉改選に伴う推薦に当たっては、その重要性に鑑み、審査専門分科会の意見を聴取した上で行うことが望ましいこと。
- 2 都道府県知事等は、民生委員・児童委員を推薦するときは、民生委員・児童委員推薦名簿（様式第1号）を地方厚生（支）局長に提出すること。
- 3 委嘱辞令の伝達は都道府県知事等において、できるだけ速やかに行い、民生委員・

児童委員としての自覚を促し、その活動意欲を昂揚するよう配慮すること。

- 4 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民に、その者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる方途を講ずること。
- 5 委嘱された後は、「民生委員・児童委員の研修について」（平成14年5月22日雇児発第0522001号社援発第0522001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）を踏まえ、地域の実情に応じて適切に研修を行うこと等により、民生委員・児童委員として、職務に必要な知識及び技術を修得することで資質の確保・向上に努めるとともに、活動意欲の醸成を図ること。

第7 解嘱手続に関する留意事項

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
 - (1) 「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行うことができない場合をいい、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行うことができない場合をいうこと。

また、「居所の変更」とは、現に、民生委員・児童委員として活動している市町村（以下、「転出前市町村」という。）から別の市町村に転出し、転出前市町村の議会の議員の選挙権を喪失した場合をいい、事実上職務を行うことができないため原則、解嘱事由となる。

ただし、この場合であっても、転出前市町村の推薦会が、転出前市町村に居住する者の中から民生委員・児童委員を選出するよう努め、その上でなお当該市町村の居住者からの選出が困難な場合であって、当該市町村又は推薦会が、転出する民生委員が活動している地域の民生委員協議会等の意見を聴取した上で、次のアからウまでに掲げる要件をすべて満たし、職務を継続できると認める場合は、この限りではないこと。

その際、地域住民、他の民生委員・児童委員や民生委員協議会への影響が生じないよう、エ及びオについて留意すること。

 - ア 転出後も近隣地域に居住していること。
 - イ 本人に民生委員・児童委員として活動を継続する意向があること。
 - ウ 担当区域における活動に支障が生じないこと。
 - エ 担当民生委員・児童委員が不在時において、特定の者や団体に負担が偏らない持続可能なフォロー体制の構築に努めること。
 - オ 市町村は、一定期間経過後に、転出した民生委員・児童委員が、引き続き、転出前市町村の担当区域において行う民生委員・児童委員の活動について必要に応じて検証を行い、その検証を踏まえ、取組の見直しを検討すること。

なお、アの「近隣地域」の範囲については、原則、民生委員・児童委員として活動する担当区域が属する市町村に隣接する市町村（隣接市町村が隣接都道府県に属する場合を含む。）とするが、地理的に隣接しているか否かをもって一律に判断することなく、道路網や公共交通機関の整備・運行状況、生活圏の形成状況などを勘案し、実際に民生委員・児童委員の職務を支障なく行えるかどうかの観点も踏まえ総合的に判断すること。

さらに、これらは、転出後も民生委員・児童委員としての活動を例外的に認める際の要件であり、これらに該当するかどうかについては、様々な視点から十分な検討が求められることから、民生委員推薦会においてこの判断を行う場合は、例えば、次の力からシまでのような、広く各分野から委嘱された多様な委員構成の下で検討を行うよう努めること。

<広く各分野から委嘱された多様な委員構成の例>

- カ 市町村の議会の議員
- キ 民生委員
- ク 社会福祉事業の実施に関係のある者
- ケ 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- コ 教育に関係のある者
- サ 関係行政機関の職員
- シ 学識経験のある者など

(2) 「職務を怠り」とは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。

(3) 「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等をいうこと。

なお、法第11条及び第12条は、任期中に本人の意思に関わらず解嘱できる場合の規定であり、上記(1)～(3)に該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できること。

- 2 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を都道府県知事等に内申することができること。
- 3 都道府県知事等は民生委員・児童委員の解嘱を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、審査専門分科会委員の意見を聞く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聞くことが望ましいこと。
- 4 法第12条第1項の規定により、審査専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて処理する旨を併せて通告させること。
- 5 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができること。
- 6 審査専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を都道府県知事等に通知すること。
- 7 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は、法第11条第2項の規定により、審査専門分科会の同意を要し、同意がない場合は解嘱の具申はできない。この手続は委嘱時に意見を聞くこととは異なるから慎重に行うこと。
- 8 都道府県知事等は、民生委員・児童委員の解嘱を具申するとき及び民生委員・児童委員が死亡したときは、民生委員・児童委員解嘱具申書(死亡届)(様式第2号)を地方厚生(支)局長に提出すること。

様式第 1 号

民生委員・児童委員推薦名簿

都道府県、指定都市・中核市名

市町村名	氏名	年齢	性別	職業	経験年数	新任・再任の別	委嘱年月日	備考

様式第 2 号

民生委員・児童委員解嘱具申書（死亡届）

都道府県、指定都市・中核市名

市町村名	氏名	年齢	性別	職業	経験年数	解嘱(死亡)年月日	解嘱理由